

平成27年度 京都市立松ヶ崎小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 目的

「いじめ」は、深刻な人権問題である。人を傷つけるだけでなく、人を死に追いやる危険性がある。いじめは、あってはならないことである。このことをふまえ、「いじめ」をなくす行動を教職員も児童もしていかなければならない。

人が人として大切にされ、安心して学校生活が送れるよう、学校の中では、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底する。

○ 基本理念

すべての子どもが、学校で安心して学習や生活が送れるために、どの子どもに対しても児童理解に最大限努める。そして、気になる事象や問題が生じれば、全校体制で早期に対応して解決を図る。

「いじめ」とは何かを具体的にとらえる。すべての児童が「いじめ」を行わない、「いじめ」を見過ごさない。「いじめ」に立ち向かい防止する、これらのことができるように、松ヶ崎小学校教職員が一丸となって指導する。教職員自身も鋭い人権感覚をもち、「いじめ」につながる行動を見逃さない。そして、「いじめ」を発見した時には、素早く対処できるようにする。また、保護者・地域においても、あらゆる機会を通じて啓発し、すべての人が安心して生活できるようにしていく。

なお、本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進方の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

2 組織

(1) 委員会名

「松ヶ崎小学校いじめ対策委員会」と称する。

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・保健主事・学年主任・養護教諭
・スクールカウンセラー

(3) 取組内容・開催時期

- ・児童理解
- ・基本方針に基づく取組の確認
- ・いじめの早期発見、早期対応
- ・各学級の児童の実態の交流
- ・事象、事案の全教職員への共通理解
- ・各学級の人権に関する取組の交流
- ・「いじめ」に関わる学習
- ・「いじめ」の実態把握のアンケート結果を持ちよっての研修

※定例委員会（生徒指導委員会と同時）を月1回程度もつ。また不定期でも行う。
(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

○教職員の資質向上

子どもの人権を守るという共通認識に立ち、児童理解を深めるとともに、いじめの認識に努め、早期発見・早期対応の仕方を身に付ける。また、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

研修時期については、生徒指導研修会時に実施する。

○授業改善

指導者が単元構想をしっかりともち、ねらいのある1時間1時間の授業を行うことにより、すべての児童がわかる喜び、学ぶ楽しさを感じられるようにする。

- ・1時間の学習のねらいを明確にした授業
- ・話し合い活動を充実した学習
- ・学習の足跡のわかる板書の工夫
- ・発表の工夫
- ・ワークシートの工夫

○道徳教育の充実

- ・毎時間の道徳の授業を充実させる。
- ・教育活動全般を通じて、道徳教育の充実を図る。
- ・参観日等に命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者・地域に理解や協力を求める。

*名前を大切にする。（敬称をつけて呼び合い、名前の大切さを認識させる。）

*自分に言われて、されて嫌なことを人に言わない、しない。

*自分を大切にし、それと同じように相手（友だち）を大切にする。

*思いやりをもつ（人の迷惑を考える）。

○体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動等を通して、仲間づくりを行う。
- ・学校行事・生活科や総合的な学習の時間の体験活動を通して人間関係づくりを行う。
- ・生活科や総合的な学習の時間の体験学習を通して、自他の生命を尊重する活動を推進する。

○児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級会活動の活性化を図る
- ・児童会による「あいさつ」運動をすすめる。
- ・12月の人権月間に「いじめ」等に関わる標語を作る。
- ・たてわり活動を充実させ、異年齢集団の交流を深める。

たてわり遊び 給食週間でのたてわり給食

○児童へのはたらきかけ

- ・学校だよりや学年・学級だよりに「いじめ」や「命」に関わる記事を載せる。
- ・人権に関わる本のコーナーを図書室に設ける。
- ・児童のよいところを教職員が積極的に讃める。
- ・人の迷惑等に関しては、教職員が徹底的に指導する。

○保護者への啓発

- ・学校だよりや学年・学級だより、学校ホームページ、地域向けプリントにおいて、人権に関する記事を載せる。（学校の考え方、姿勢を伝える。）
- ・人権啓発参観・懇談会に積極的に参加してもらうように呼びかける。
- ・懇談会の折に、人権に関する話題を話し合うようにする。
- ・あらゆる場で、「学校いじめ防止基本方針」を発信する。

○その他

- ・学校評価アンケートの結果を分析し、P D C Aサイクルで見直す。また、その結果を学校運営協議会理事会において報告する。
- ・いじめアンケート、クラスマネージメントシートを活用し、学級の実態をつかみ、クラスづくりに役立てる。

（2）いじめの早期発見のための措置

○情報の集約と情報の共有

- ・「いじめ」等に関する情報を、職員朝会、職員会、研修会等において共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報が、すべての教職員に共有できるようにする。

○児童に対する定期的な調査

①アンケートの実施

- ・「いじめアンケート」を実施しての早期実態把握。
- ・「クラスマネージメントシート」を活用してのいじめの実態把握と学級経営の見直し。

②教育相談など

- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談。
- ・日常的な観察や、アンケートに基づく積極的な教育相談の実施。

③その他

- ・総合的な学習の時間に情報教育を活用し、個人情報について学ぶ。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を積極的に行う。
- ・家庭教育講座においても、命に関連した講座を開くようにする。

4 いじめが起こったときの措置・対応

- ・速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・指導の方針を決めた後、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童への指導を行う。
- ・家庭訪問を行い、保護者に学校での指導を伝え、家庭での指導をお願いする。

対応

- 1 担任が学年主任に連絡
- 2 学年主任が管理職・生徒指導主任に知らせる。
- 3 「いじめ対策委員会」を開く。
- 4 「いじめ」の実態を把握し、指導の方針を固める。
- 5 すべての教職員に周知　　被害児童の支援　加害児童への指導
- 6 家庭訪問にて実態の報告と支援や指導の報告
- 7 周囲の児童への指導
- 8 問題によっては、関係機関に連絡し、指導を仰ぐ。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・総合的な学習の時間における情報教育を活用し、個人情報について学ぶ。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を積極的に行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

京都市教育委員会を通じて重大事態が発生したことを市長に報告、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。本校が調査主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

速やかに京都市教育委員会に報告する。（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いのあるとき②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき）また、保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時も、重大事態として対応する。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設ける。また、京都市教育委員会が主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

松ヶ崎小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「松ヶ崎小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や、地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。

いじめの事案によっては、下鴨警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連絡も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。また、スクールカウンセラーとの連携も図る。

7 年間計画（予定）

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導委員会（部会）生徒指導研修会（松ヶ崎小学校いじめ防止基本方針）の共通理解		（いじめに関するアンケート年2回予定）	参観日・懇談会 家庭訪問
5	生徒指導委員会 いじめ対策委員会 児童理解研修	・6年修学旅行 ・遠足（1・2・3・5年生）		憲法月間 (朝会での校長講和) 家庭訪問 参観日
6	生徒指導委員会 いじめ対策委員会	・4年みさきの家野外活動 ・プール学習	・学校評価（1回目）	日曜参観日
7	生徒指導委員会 いじめ対策委員会		教育相談週間	自由参観日 個人懇談会
8	生徒指導委員会 いじめ対策委員会			
9	生徒指導委員会 いじめ対策委員会			

10	生徒指導委員会 いじめ対策委員会 児童理解研修	・運動会		参観日・懇談会
11	生徒指導委員会 いじめ対策委員会	・5年花背山の家宿泊学習 ・学習発表会		
12	生徒指導委員会 いじめ対策委員会	・力だめしの会(マラソン)	・学校評価(2回目) 教育相談週間	個人懇談会
1	生徒指導委員会 いじめ対策委員会			参観日(人権)・懇談会
2	生徒指導委員会 いじめ対策委員会 児童理解研修	・5年スチューデントティ学習		自由参観日
3	生徒指導委員会まとめ いじめ対策委員会まとめ	・校内作品展	教育相談週間	参観日・懇談会